

**尾道市介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表にかかる留意事項について**

介護予防・日常生活支援総合事業では、サービスの単価や利用者負担を市町村が独自に設定します。このため、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

尾道市のサービスコード表は、尾道市の指定を受けた事業者(みなし指定事業者を含む。)が、尾道市の被保険者(住所地特例者を除く。)及び尾道市内の住所地特例対象施設に入所している住所地特例適用被保険者に対してサービスを提供した場合に使用するものです。

尾道市内の事業者が他市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、尾道市外の事業者が尾道市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、尾道市の基準等により、尾道市のサービスコードを使用します。

平成30年8月から利用者負担割合に3割が追加されるのに伴い、A3・A7のサービスコードに3割負担のコードを追加しました。

平成30年10月からの改定に伴い、A2・A6のサービスコードに加算のコードを追加・変更しました。

**訪問型サービス**

1. **介護予防訪問サービス サービスコード表** (サービス種類コードA2)  
尾道市の介護予防訪問サービスの指定を受けた事業者が使用します。
2. **基準緩和型訪問サービス サービスコード表** (サービス種類コードA3)  
尾道市の基準緩和型訪問サービスの指定を受けた事業者が使用します。

**通所型サービス**

3. **介護予防通所サービス サービスコード表** (サービス種類コードA6)  
尾道市の介護予防通所サービスの指定を受けた事業者が使用します。
4. **基準緩和型通所サービス サービスコード表** (サービス種類コードA7)  
尾道市の基準緩和型通所サービスの指定を受けた事業者が使用します。

**介護予防ケアマネジメント**

5. **介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメント ) サービスコード表**  
(サービス種類コードAF)  
地域包括支援センターがケアマネジメント 費を国保連を経由して請求するときに使用します。
6. **介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメント ) 費用コード表**  
地域包括支援センターがケアマネジメント 費を市へ直接請求するときに使用します。

1. 尾道市介護予防訪問サービス(独自)サービスコード表 尾道市介護予防訪問サービスの指定を受けた事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A 2	1111	訪問型独自サービス	イ 訪問型サービス費(独自) ( )  1,168単位  事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,168	1月につき	
A 2	1113	訪問型独自サービス 初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		818
A 2	1114	訪問型独自サービス 同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,051
A 2	1115	訪問型独自サービス 初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		736
A 2	2111	訪問型独自サービス 日割		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		38
A 2	2113	訪問型独自サービス 日割・初任	ロ 訪問型サービス費(独自) ( )  38単位  事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	27	1日につき	
A 2	2114	訪問型独自サービス 日割・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		34
A 2	2115	訪問型独自サービス 日割・初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		24
A 2	1211	訪問型独自サービス		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,335
A 2	1213	訪問型独自サービス 初任	ハ 訪問型サービス費(独自) ( )  2,335単位  事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	1,635	1月につき	
A 2	1214	訪問型独自サービス 同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,102
A 2	1215	訪問型独自サービス 初任・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		1,472
A 2	2211	訪問型独自サービス 日割		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		77
A 2	2213	訪問型独自サービス 日割・初任		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		54
A 2	2214	訪問型独自サービス 日割・同一	ニ 訪問型サービス費(独自) ( )  3,704単位  要支援2(週2回を超える程度)	69	1日につき	
A 2	2215	訪問型独自サービス 日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		49
A 2	1321	訪問型独自サービス		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		3,704
A 2	1323	訪問型独自サービス 初任		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		2,593
A 2	1324	訪問型独自サービス 同一	ヒ 訪問型サービス費(独自) ( )  3,704単位  要支援2(週2回を超える程度)	3,334	1月につき	
A 2	1325	訪問型独自サービス 初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,334
A 2	2321	訪問型独自サービス 日割		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		122
A 2	2323	訪問型独自サービス 日割・初任		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		85
A 2	2324	訪問型独自サービス 日割・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		110
A 2	2325	訪問型独自サービス 日割・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	77		
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1日につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1日につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	子 初回加算	200単位加算	200	
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( ) 100単位加算	100	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算( ) 200単位加算	200	
A 2	6269	訪問型サービス処遇改善加算	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 137/1000 加算		
A 2	6270	訪問型サービス処遇改善加算	ヌ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 100/1000 加算		
A 2	6271	訪問型サービス処遇改善加算	ヌ 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A 2	6273	訪問型サービス処遇改善加算	ヌ 介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算( ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A 2	6275	訪問型サービス処遇改善加算	ヌ 介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算( ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		

2. 尾道市基準緩和型訪問サービス サービスコード表 尾道市基準緩和型訪問サービスの指定を受けた事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A 3	1001	緩和型訪問1・1割	イ 基準緩和型訪問サービス費1 週1回程度	事業対象者・要支援1・要支援2 900単位	1割負担	900	1月につき
A 3	1002	緩和型訪問1・2割			2割負担	900	
A 3	1003	緩和型訪問1・3割			3割負担	900	
A 3	1011	緩和型訪問1・日割・1割		事業対象者・要支援1・要支援2 30単位	1割負担	30	1日につき
A 3	1012	緩和型訪問1・日割・2割			2割負担	30	
A 3	1013	緩和型訪問1・日割・3割			3割負担	30	
A 3	1021	緩和型訪問2・1割	ロ 基準緩和型訪問サービス費2 週2回程度	事業対象者・要支援1・要支援2 1,800単位	1割負担	1,800	1月につき
A 3	1022	緩和型訪問2・2割			2割負担	1,800	
A 3	1023	緩和型訪問2・3割			3割負担	1,800	
A 3	1031	緩和型訪問2・日割・1割		事業対象者・要支援1・要支援2 59単位	1割負担	59	1日につき
A 3	1032	緩和型訪問2・日割・2割			2割負担	59	
A 3	1033	緩和型訪問2・日割・3割			3割負担	59	

**3. 尾道市介護予防通所サービス サービスコード表** 尾道市介護予防通所サービスの指定を受けた事業者が使用します。

太字の項目及び下線部分は、国が定める標準のサービスコードに尾道市が追加した部分です。

サービス内容略称の末尾に「 / 2 」とあるものは、要支援2で週1回程度利用の場合に使用してください。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A 6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,647単位	1,647	1月につき	
A 6	1112	通所型サービス1日割			54単位	54	1日につき	
<b>A 6</b>	<b>1221</b>	<b>通所型サービス / 2 2</b>		要支援2(週1回程度)	1,647単位	1,647	1月につき	
<b>A 6</b>	<b>1222</b>	<b>通所型サービス / 2 2日割</b>			54単位	54	1日につき	
A 6	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,377単位	3,377	1月につき	
A 6	1122	通所型サービス2日割			111単位	111	1日につき	
A 6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A 6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A 6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	1月につき
<b>A 6</b>	<b>6129</b>	<b>通所型サービス若年性認知症受入加算 / 2</b>				240単位加算	240	
A 6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1(週1回程度)	376単位減算	-376		
<b>A 6</b>	<b>6126</b>	<b>通所型サービス同一建物減算 / 2 2</b>		要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376		
A 6	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752		
A 6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
<b>A 6</b>	<b>5020</b>	<b>通所型生活向上グループ活動加算 / 2</b>			100単位加算	100		
A 6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
<b>A 6</b>	<b>5012</b>	<b>通所型サービス運動器機能向上加算 / 2</b>			225単位加算	225		
A 6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
<b>A 6</b>	<b>5013</b>	<b>通所型サービス栄養改善加算 / 2</b>			150単位加算	150		
A 6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
<b>A 6</b>	<b>5014</b>	<b>通所型サービス口腔機能向上加算 / 2</b>			150単位加算	150		
A 6	5006	通所型複数サービス実施加算 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算( )	運動器機能向上及び栄養改善		480単位加算	480
<b>A 6</b>	<b>5016</b>	<b>通所型複数サービス実施加算 / 2 1</b>					480単位加算	480
A 6	5007	通所型複数サービス実施加算 2			運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算	480
<b>A 6</b>	<b>5017</b>	<b>通所型複数サービス実施加算 / 2 2</b>				480単位加算	480	
A 6	5008	通所型複数サービス実施加算 3		栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480	
<b>A 6</b>	<b>5018</b>	<b>通所型複数サービス実施加算 / 2 3</b>				480単位加算	480	
A 6	5009	通所型複数サービス実施加算		(2) 選択的サービス複数実施加算( )	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700単位加算	700
<b>A 6</b>	<b>5019</b>	<b>通所型複数サービス実施加算 / 2</b>					700単位加算	700
A 6	5005	通所型サービス事業所評価加算			ト 事業所評価加算		120単位加算	120
<b>A 6</b>	<b>5015</b>	<b>通所型サービス事業所評価加算 / 2</b>			120単位加算	120		

(次頁へつづく)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A 6	6107	通所型サービス提供体制加算 1 1	チ サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算 ( )イ  (2)サービス提供体制強化加算 ( )ロ  (3)サービス提供体制強化加算 ( )	事業対象者・要支援1(週1回程度)	72単位加算	72	1月につき
A 6	6128	通所型サービス提供体制加算 / 2 1 2		要支援2(週1回程度)	72単位加算	72	
A 6	6108	通所型サービス提供体制加算 1 2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	144単位加算	144	
A 6	6101	通所型サービス提供体制加算 2 1		事業対象者・要支援1(週1回程度)	48単位加算	48	
A 6	6122	通所型サービス提供体制加算 / 2 2 2		要支援2(週1回程度)	48単位加算	48	
A 6	6102	通所型サービス提供体制加算 2 2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	96単位加算	96	
A 6	6103	通所型サービス提供体制加算 1		事業対象者・要支援1(週1回程度)	24単位加算	24	
A 6	6124	通所型サービス提供体制加算 / 2 2		要支援2(週1回程度)	24単位加算	24	
A 6	6104	通所型サービス提供体制加算 2		事業対象者・要支援2(週2回程度)	48単位加算	48	
A 6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算 1	リ 生活機能向上連携加算  運動機能向上加算を算定している場合	200単位加算	200	1回につき	
A 6	4012	通所型サービス生活機能向上連携加算 / 2 1		200単位加算	200		
A 6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算 2		100単位加算	100		
A 6	4013	通所型サービス生活機能向上連携加算 / 2 2		100単位加算	100		
A 6	6201	通所型サービス栄養スクリーニング加算		又 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5単位加算		5
A 6	6211	通所型サービス栄養スクリーニング加算 / 2		5単位加算	5		
A 6	6100	通所型サービス処遇改善加算	ル 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算( ) (2)介護職員処遇改善加算( ) (3)介護職員処遇改善加算( ) (4)介護職員処遇改善加算( ) (4)介護職員処遇改善加算( )	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき	
A 6	6110	通所型サービス処遇改善加算		所定単位数の 43/1000 加算			
A 6	6111	通所型サービス処遇改善加算		所定単位数の 23/1000 加算			
A 6	6113	通所型サービス処遇改善加算		(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A 6	6115	通所型サービス処遇改善加算		(3)で算定した単位数の 80% 加算			

### 定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A 6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)  事業対象者・要支援1(週1回程度)  要支援2(週1回程度)  事業対象者・要支援2(週2回程度)	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A 6	8002	通所型サービス1日割・定超		54単位		38	1日につき
A 6	8014	通所型サービス / 2 2・定超		1,647単位		1,153	1月につき
A 6	8015	通所型サービス / 2 2日割・定超		54単位		38	1日につき
A 6	8011	通所型サービス2・定超		3,377単位		2,364	1月につき
A 6	8012	通所型サービス2日割・定超		111単位		78	1日につき

### 看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A 6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)  事業対象者・要支援1(週1回程度)  要支援2(週1回程度)  事業対象者・要支援2(週2回程度)	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A 6	9002	通所型サービス1日割・人欠		54単位		38	1日につき
A 6	9014	通所型サービス / 2 2・人欠		1,647単位		1,153	1月につき
A 6	9015	通所型サービス / 2 2日割・人欠		54単位		38	1日につき
A 6	9011	通所型サービス2・人欠		3,377単位		2,364	1月につき
A 6	9012	通所型サービス2日割・人欠		111単位		78	1日につき

4.尾道市基準緩和型通所サービス サービスコード表 尾道市基準緩和型通所サービスの指定を受けた事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A 7	1001	緩和型通所1・送迎あり・1割	イ 基準緩和型通所サービス費1 週1回程度	送迎あり	事業対象者・要支援1・要支援2 1,400単位	1割負担	1,400	1月につき	
A 7	1002	緩和型通所1・送迎あり・2割				2割負担	1,400		
A 7	1005	緩和型通所1・送迎あり・3割				3割負担	1,400		
A 7	1011	緩和型通所1・日割・送迎あり・1割			事業対象者・要支援1・要支援2 46単位	1割負担	46		1日につき
A 7	1012	緩和型通所1・日割・送迎あり・2割				2割負担	46		
A 7	1015	緩和型通所1・日割・送迎あり・3割				3割負担	46		
A 7	1003	緩和型通所1・送迎なし・1割		送迎なし	事業対象者・要支援1・要支援2 1,100単位	1割負担	1,100	1月につき	
A 7	1004	緩和型通所1・送迎なし・2割				2割負担	1,100		
A 7	1006	緩和型通所1・送迎なし・3割				3割負担	1,100		
A 7	1013	緩和型通所1・日割・送迎なし・1割			事業対象者・要支援1・要支援2 36単位	1割負担	36	1日につき	
A 7	1014	緩和型通所1・日割・送迎なし・2割				2割負担	36		
A 7	1016	緩和型通所1・日割・送迎なし・3割				3割負担	36		
A 7	1021	緩和型通所2・送迎あり・1割	ロ 基準緩和型通所サービス費2 週2回程度	送迎あり	事業対象者・要支援2 2,800単位	1割負担	2,800	1月につき	
A 7	1022	緩和型通所2・送迎あり・2割				2割負担	2,800		
A 7	1025	緩和型通所2・送迎あり・3割				3割負担	2,800		
A 7	1031	緩和型通所2・日割・送迎あり・1割			事業対象者・要支援2 92単位	1割負担	92		1日につき
A 7	1032	緩和型通所2・日割・送迎あり・2割				2割負担	92		
A 7	1035	緩和型通所2・日割・送迎あり・3割				3割負担	92		
A 7	1023	緩和型通所2・送迎なし・1割		送迎なし	事業対象者・要支援2 2,200単位	1割負担	2,200	1月につき	
A 7	1024	緩和型通所2・送迎なし・2割				2割負担	2,200		
A 7	1026	緩和型通所2・送迎なし・3割				3割負担	2,200		
A 7	1033	緩和型通所2・日割・送迎なし・1割			事業対象者・要支援2 72単位	1割負担	72	1日につき	
A 7	1034	緩和型通所2・日割・送迎なし・2割				2割負担	72		
A 7	1036	緩和型通所2・日割・送迎なし・3割				3割負担	72		

## 5. 尾道市介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメント )サービスコード表

介護予防ケアマネジメント 費を、国保連を經由して請求するときに使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A F	1001	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント 費	基本報酬	事業対象者・要支援1・要支援2	430単位	1月につき	
A F	1002	介護予防ケアマネジメント ・初回		基本報酬+初回加算	事業対象者・要支援1・要支援2	730単位		730
A F	1003	介護予防ケアマネジメント ・連携		基本報酬+小規模多機能連携加算	事業対象者・要支援1・要支援2	730単位		730
A F	1004	介護予防ケアマネジメント ・初回・連携		基本報酬+初回加算+小規模多機能連携加算	事業対象者・要支援1・要支援2	1,030単位		1,030
A F	2001	介護予防ケアマネジメント	ロ 介護予防ケアマネジメント 費	基本報酬	事業対象者・要支援1・要支援2	300単位		300
A F	2002	介護予防ケアマネジメント ・初回		基本報酬+初回加算	事業対象者・要支援1・要支援2	600単位		600

予防給付のサービスのみ利用する場合や、予防給付のサービスと総合事業のサービスを併用する場合は、従来の「介護予防支援サービスコード(種類46)」を使用する。

ケアマネジメント は、市へ直接請求する。

## 6. 尾道市介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメント )費用コード表

介護予防ケアマネジメント 費を、市へ直接請求するときに使用します。

費用コード	費用コードの名称	算定項目		単位数
3001	介護予防ケアマネジメント	短期集中型サービスのみ利用者	事業対象者・要支援1・要支援2	215